

相談

成年後見センター・リーガルサポートによる司法書士無料成年後見相談会

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害等により判断能力が不十分な方々が、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で保護・支援する身近なしくみです。本人はもちろん、養護者の方々の不安や相談にお応えします。

■対象者

- ① 認知症や知的障害・精神障害等により判断能力が不十分な方
- ② 将来、判断能力がなくなつたらどうしようかと不安がある方
- ③ ①、②の方を支える家族、支援者、福祉関係者、一般住民

■相談内容

成年後見に関する相談

■相談方法

9月2日(月)から30日(月)の期間(原則平日)に、相談者が希望する県内の場所へ当センターの相談員(家庭裁判所提出名簿登録司法書士)が訪問し、相談を受けます。相談日時については、相談員と直接調整していただきます。

ます。

■予約方法

住所・氏名・電話番号・相談内容・希望する場所を電話、FAX、郵送することにより予約を受け付けます。

■予約受付期間

8月19日(月)～9月30日(月)

※土日祝日を除く午前9時～正午、午後1時～5時

■予約先

〒753-0048

山口市駅通り二丁目9-15

リーガルサポート山口相談予約係

☎083(924)0475

■問い合わせ

成年後見センター・リーガルサポート山口支部

☎083(924)5220

行政書士無料電話相談

■実施日時

10月1日(火)・2日(水)

午前10時～午後4時

■相談受付電話番号

☎0120(326)121

■相談内容

相続・遺言・自動車・建設業・法人設立・契約・内容証明・農地転用・公正証書・営業許可・国際業務・成年後見・産業廃棄物・交通事故・告訴状・

著作権などに関すること

■相談員

山口県行政書士会の行政書士が相談に応じます。

■問い合わせ

山口県行政書士会

☎083(924)5059

お知らせ

母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業のお知らせ

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成課程の修了後に修了支援給付金を支給します。

■対象者

町内に居住する母子家庭の母または父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある方
- ・養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・就業または育児と、修業の

両立が困難と認められる方過去に同一の給付を受給していない方

■対象となる資格

看護師・准看護師、保健師・助産師、介護福祉士、保育士、歯科衛生士、美容師、調理師など

■給付金の支給額および支給対象期間

修業期間の内、最長4年間に支給します。

・高等職業訓練促進給付金

① 町民税非課税世帯 月額10万円(修業期間の最後の12カ月は、月額14万円)

② 町民税課税世帯 月額7万5000円(修業期間の最後の12カ月は、月額11万5000円)

・修了支援給付金(修了後支給)

① 町民税非課税世帯 5万円

② 町民税課税世帯 2万5000円

■給付金を受けるための手続き

高等職業訓練促進給付金を希望される方は、受験前の事前相談が必要です。面談により、資格の取得見込みや生活状況の聴取等を行います。

■問い合わせ

福祉課民生福祉班

☎0820(77)5505

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度について

●児童扶養手当

母子家庭や父子家庭、父または母が重度の障害にある家庭等で、児童を養育している受給資格者に支給される制度です。手当額は受給資格者が養育する児童の数、受給資格者または生計が同じ扶養義務者(祖父母等)の所得等により決定します。

●特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を監護養育している受給資格者に支給される制度です。現在、特別児童扶養手当を受給している方は、9月11日(水)までに所得状況届を提出してください。

■問い合わせ

福祉課民生福祉班

☎0820(77)5505